

## イェール大学バイネキ図書館所蔵「神護寺領丹波国吉富庄年貢散用状」

榎 原 雅 治

イェール大学バイネキ稀覯本・手稿図書館（以下、バイネキ図書館）

の日本イェール協会（YAJJ）コレクションの中に「河内国下縄野并井部郷散用帳」（YA124、以下、YAJ本）と題される史料が登録されている。登録名は題箋に従ったものであるが、内容は明らかに神護寺領丹波国吉富庄に關係するもので、東京大学史料編纂所が所蔵する「神護寺領丹波国吉富庄年貢算用状」卷子本七卷（以下、史料編纂所本）に収められた散用状と類似した散用状が貼り継がれている。

YAJコレクションは、イェール大学で最初の日本人教員となった朝河貫一が一九一七年から一九一九年まで二度目の帰国をした際に、日本のイェール大学卒業生たちに寄付を呼びかけて構築した日本の歴史・文化に関する古典籍のコレクションである。史料の選定にあたっては東京帝国大学の黒板勝美に依頼がなされ、一九三四年、一九四タイトルの史料・書籍がイェール大学に送られた<sup>1)</sup>。他方、史料編纂所本の登録に至る経緯は不明であるが、史料編纂所本、YAJ本ともに黒板による選定活動の中で収集された可能性があるだろう。ただし装幀は両者で異なり、YAJ本が布張の標紙となっているのに対し、史料編纂所本は紙の標紙である。題箋も史料編纂所本では「神護寺領丹波国吉富庄年貢算用状」と適切な書名になっている。YAJ本は米国に発送される前に装幀されたのであろうが、史料編纂所本はそれに遅れて命名と装幀を施されたも

のと思われる。

史料編纂所では二〇一〇年度から二〇一五年度まで、大学共同利用機関法人人間文化研究機構が実施した日本関連在外資料調査研究事業の一環として、バイネキ図書館の所蔵する日本関係史料の調査を行った。その成果として、同図書館の所蔵する日本文書コレクション（朝河の一九〇六年から一九〇七年の初回の帰国時に収集した史料・写本）の目録が史料編纂所編「イェール大学所蔵日本関連資料 研究と目録」（勉強出版）に収録されている。この調査時にYAJコレクションの資料も調査しており、筆者は「河内国下縄野并井部郷散用帳」も実見していたが、本史料は錯簡と脱落が甚だしく、調査期間内に整序することはできなかった。その後、二〇一七年に坂本亮太・末柄豊・村井祐樹編『高雄山神護寺文書集成』（思文閣出版、以下、『集成』）が刊行され、神護寺や史料編纂所などの所蔵する吉富庄関係史料の全体とYAJ本と対照させることが容易となった。これによってYAJ本は四点の吉富庄の年貢散用状の断簡を貼り継いだものであることが判明した。また各料紙の本来の順序を推定することもできた。以下ではその考証過程と結果を紹介するものである。

吉富庄（現在の京都市左京区京北町と南丹市八木町の一部）の地は『和

名類聚抄国郡部』の北桑田郡宇頭（宇都）郷と船井郡刑部郷・志麻郷に相当する。宇都郷は源義朝の私領であったが、平治の乱後、後白河院近臣藤原成親の所領となった。成親は宇都郷に神吉・八代・熊田・志摩・刑部の五郷を加えて後白河院御願の法華堂に寄進し、二郡にまたがる吉富庄が成立した。平家滅亡後、宇都郷は源氏の旧領だった由緒により、源頼朝に帰し、頼朝から神護寺の文覚に寄進された（本庄）。<sup>(2)</sup> ついで文覚の要望によって、五郷も後白河院から神護寺に寄進された（新庄）<sup>(2)</sup>。

このほか中世史料には上縄野郷・下縄野郷・鳥羽村の所見がある（中世史料では宇都は「宇津」、志摩は「志万」と表記される）。『集成』所収史料によれば、応永年間に至っても年貢散用状は郷ごとに作成されており、上縄野・八代・刑部・熊田・志万一色・鳥羽預所方分のもの計二通の年貢散用状が収録されている。さらにYAJ本には下縄野と刑部の年貢散用状であることを明記した断簡が含まれるので、吉富庄の諸郷のうち宇津郷と神吉郷以外の年貢散用状がすでに確認されていることになる。

表1は『集成』所収分の年貢散用状について、収納および勘定の年次、定田数、本年貢高、定米高、末尾の署判者（納所代・寺家公文）を一覧したものである。ここから、同じ郷であれば年次による田数と年貢高の変化はないこと、複数で構成される署判者は同年であれば郷が異なっても同一であること、署判者の構成は毎年替わっていることがわかる。<sup>(3)</sup>

署判者は末尾だけでなく紙継目の裏にも花押を据えている。YAJ本でも、ほとんどの料紙の両端の裏に花押が確認できるので、それぞれの料紙を年次ごとに類別することはさほど難しくはない。YAJ本の各料紙を継目署判の数と署判者によって分類すると次のようになる。

- a 署判一名（定紹） 第8紙
- b 署判二名（花押の判別不能） 第1紙
- c 署判二名（禪快 定紹） 第2～4紙 第9～17紙

表1 『高雄山神護寺文書集成』所収の吉富庄関係年貢散用状

番号	郷	収納年	勘定年	定田	本年貢	定米	納所代	寺家公文	注進者	出典
434	上縄野	応永8	応永10	29町4段25代	109石2斗	100石9斗7升	快詮	定紹 禪快	公文代	碓井
435	八代	応永8	応永10	24町9段35代	82石4斗8升5合	(後欠)	(後欠)	(後欠)	(後欠)	中野
437	刑部	応永12	応永13	109町8段20代	119石9升7合	79石4斗4升	賢清 定紹 禪快 ※1	(後欠)	(後欠)	編纂所
438	(前欠)	(前欠)	応永13	(前欠)	(前欠)	129石8升2合 ※2	賢清	定紹 禪快	公文代	編纂所
439	上縄野	応永12	応永13	29町4段25代	109石2斗	100石9斗7升	賢清	定紹 禪快	公文代	碓井
441	八代	応永13	応永14	24町9段35代	82石4斗8升5合	74石9斗5升5合	(賢清)	懐詮 祐芸	高義	編纂所
443	八代	応永15	応永16	24町9段35代	82石4斗8升5合	74石9斗5升5合	快潤	賢清 堯詮	高義	編纂所
444	熊田	応永15	応永16	30町1段40代	99石4斗5合	89石2斗8升	快潤	賢清 堯詮	高義	編纂所
446	志万一色	応永16	—	2町8段15代	—	22石7斗6升	—	—	—	碓井
447	(前欠)	(前欠)	応永17	(前欠)	(前欠)	28石4斗8升7合7勺	(快潤)	祐詮 祐芸	親平	編纂所
448	八代	応永17	応永18	24町9段35代	82石4斗8升5合	74石9斗□升5合	快潤	賢清 宗政	高義	碓井
450	鳥羽預所方	応永18	—	6町1段45代	—	—	(後欠)	(後欠)	(後欠)	編纂所

※1は継目裏花押から判断した。 ※2は前欠部にあたるため、記載数値から算出した。

・納所代の( )は花押を欠く。・番号446と450は他の散用状とは性格が異なる。

出典略称：碓井（碓井小三郎氏所蔵文書）、中野（中野莊次氏所蔵文書）、編纂所（史料編纂所本）

- d 署判三名（禪快 定紹 賢清）第5〜7紙 第18〜22紙
- e 署判三名（宗政 賢清 快潤）第23紙 第25〜28紙
- f 白紙 第24紙

各群の年次であるが、b群には応永一二年、c群には応永一二年、e群には応永一八年の勘定であることを明記した料紙があり、このうちe群については別表で示した『集成』所収分の年次と署判者の対応関係とも一致する。d群は年次を記した料紙を欠くが、紙継目裏の三つの花押は別表の応永一三年勘定分の署判者のものと一致しているため、この年のものと確定できよう。

a群には「応永十一年御地子未進分事」と記されるので、応永一二年収納・一三年勘定分の一部のはずである。筆跡や文字の大きさは、応永一三年勘定分であるd群第19紙の「応永十二年御地子大豆散用事」という文字と酷似している。また、d群では「恒成名御米」の運上に関する項に続けて「同応永十一年御米未進事」の項が立てられているので、「応永十二年御地子大豆散用事」の次に応永十一年地子の未進の項があった可能性が高い。継目裏判が一つだけであるのが不審であるが、a群はd群に続くものと考えておく。

以上によって各料紙がどの年次の年貢散用状であるかは特定できず、紙継目の左右で花押の据えられた高さがずれている場合も多く、錯簡や脱落があることは確実で、料紙の順序は検討が必要である。また、冒頭の1紙であるb群を除き、どの郷の散用状であるかも明記されない。c群は紙継目の左右での花押のずれがとりわけ甚だしいが、幸いなことに『集成』四三八・丹波国吉富庄某郷算用状（前欠）（史料編纂所本）が類似の記述内容を持っている。『集成』四三八は一つ書き形式の左のような部分で構成されているが、一つ書きに注目してc群を整理すると

両者はほぼ対応する記載形式となっていることが判明する。c群の各料紙番号は（ ）内に記した。

- ① 前欠部分（第12・13・14紙）
- ② 同郷未進（第2・3紙）
- ③ 神殿新溝御検知元亨河成立帰并新田等御米散用（第3・4紙）
- ④ 同郷未進（第4紙）
- ⑤ 同郷康安元年并貞治六両度注進田代御米散用（第4・11紙）
- ⑥ 同郷未進（第11紙）
- ⑦ 同郷内奥露原田代御米散用（第9紙）
- ⑧ 同郷未進（第10紙）
- ⑨ 同郷地子散用（第10・15紙）
- ⑩ 同郷御地子未進（第16紙）
- ⑪ 神殿并新溝下御検知元亨河成立帰御地子散用（第16紙）
- ⑫ 同郷未進（第16紙）
- ⑬ 同奥露原御地子散用（欠）
- ⑭ 同御地子未進（第17紙）
- ⑮ 奥付（第17紙）

これによってc群と四三八は同じ郷の応永一二年勘定分と同一三年勘定分の散用状であることが判明する。ただし、四三八でもc群でも冒頭部分が欠けているため、これがどの郷の散用状であるかは即断できない。『集成』では「某郷」としているのだが、特定のための手がかりはある。

まず③⑪に見える「神殿」という地名である。現在の京都市左京区京北町弓槻に「こうどがもと神殿垣内」という小字があるが、弓槻は宇津郷の範囲に含まれる。また⑦⑬に見える「奥露原」という地名は、『集成』三〇八・某裁許状（東京大学文学部所蔵長福寺文書四）にも見えている。この裁許状は、吉富庄内「宇津永野」の百姓が、同じ吉富庄内神吉村の百姓が「奥

露原・岡尻・杉本三ヶ所田畠并山野等」に乱入して濫妨を働いていることを訴えたのに対し、(朝廷が)宇津郷側の主張を認め、奥露原以下の地を宇津郷に付すことを命じた裁許状である。これによって奥露原が宇津郷と神吉郷の境界部にあること、そして、この裁許の結果、奥露原の宇津郷への帰属が認められたことが判明する。現在、京北町宇津と南丹市八木町神吉の中間の細野地区に「長野」の小字があるので、その付近が論所だったのであろう。さらに『集成』四三八に貼られた附紙には、未進分に関する注記が列記されているが、その中に「下縄野出作分并加畑谷不作分」が挙げられている。この記述から四三八は下縄野郷と接する郷の散用状であると推定できるが、下縄野郷は京北町周山地区にあたるので、宇津郷とは確かに隣接している。また周山地区南部の谷には「河端」のかばた小字がある。以上から、四三八とc群は、いずれも宇津郷の散用状であると結論づけることができる。

e群は冒頭にあたる第23紙に刑部郷の散用状であることが明記されている。第25紙以下の継目裏花押は継目の左右で符合し、料紙の順序に疑いはない。第23紙と第25紙の裏花押は符合しないが、第25紙以下に見える「三郎丸」「吉安名」「福珍名」「恒成」などの名は第23紙にも見えているので、第25紙以下も刑部郷の散用状であることは確実である。

d群は冒頭と末尾を欠く上に、第19～22紙以外は継目裏花押も継目の左右で符合しないが、参考となるのは右述のe群である。e群に見える「大谷」「山室」「恒成名」「福珍名」などの地名や、散用状注進者の公文代「本玉」はd群第7紙・第18紙・第19紙にも登場している。またd群第7紙に見える「土々井」は『集成』三四八・貞和二年二月七日丹波国守護代小林国範請文(岡谷惣介氏所蔵文書)に「刑部郷内土々井三郎丸名」と見える。さらに『集成』二三八・正安三年七月三日安藤蓮聖請文(尊経閣古文書纂)には、吉富新庄刑部郷は「五箇庄内河内村」より

水を得ているため、井料として毎年米十五石を河内村地頭方に納めることを約す文言が記されているが、d群第7紙には「河内春井料」以下、井料に関する記述が続く。これが二三八で河内村から引いているとされる用水の井料のことであろう。これらからd群もe群と同じく刑部郷の散用状であることが確実である。<sup>5)</sup>なお「河内村」とは足利家御料所五箇庄桐野河内村のうちの下ノ河内村(現在の南丹市園部町高屋)のことであらう。

なお、このd群は継目裏花押から応永一三年勘定分であると推定できるが、『集成』には同年の刑部郷年貢散用状(四三七)がすでに収録されている。したがってd群と四三七の関係が問題となるが、両者を比較すると、四三七は惣田数や定まった除分などを記した冒頭部であるのに対し、d群には当年度の所済分、別納地の散用、前年度の未進分、当年度の畠地子の散用などが記され、両者の記述に重複する事項はない。これはd群が四三七の後欠部分にあたることを示しているだろう。

以上より、YAJ本の各料紙の年次と記述された郷が判明したことになる。順序については一部に不確定なものもあるが、年貢散用状の一般的な様式に照らして不自然でない順序として、以下に紹介する。史料名は「神護寺領丹波国吉富庄散用状」とする。なお、YAJ本も組み込んだ吉富庄散用状の一覧を表2として提示しておく。

表2 吉富庄関係年貢散用状

番号	郷	収納年	勘定年	定田	本年貢	定米	納所代	寺家公文	出典
434	上縄野	応永8	応永10	29町4段25代	109石2斗	100石9斗7升	快詮	定紹 禪快	碓井
435	八代	応永8	応永10	24町9段35代	82石4斗8升5合	(後欠)	(後欠)	(後欠)	中野
YAJ-b	下縄野	応永10	応永11	9町7段25代18歩		(後欠)	(後欠)	(後欠)	YAJ
YAJ-c	宇津	(前欠)	応永12	(前欠)	(前欠)	129石1斗	禪快	定紹 禪快	YAJ
437/ YAJ-d.a	刑部	応永12	応永13	109町8段20代	119石9升7合	87石6斗7升2合	賢清	定紹 禪快	編纂所・ YAJ
438	宇津	(前欠)	応永13	(前欠)	(前欠)	129石8升2合	賢清	定紹 禪快	編纂所
439	上縄野	応永12	応永13	29町4段25代	109石2斗	100石9斗7升	賢清	定紹 禪快	碓井
441	八代	応永13	応永14	24町9段35代	82石4斗8升5合	74石9斗5升5合	(賢清)	懐詮 祐芸	編纂所
443	八代	応永15	応永16	24町9段35代	82石4斗8升5合	74石9斗5升5合	快潤	賢清 堯詮	編纂所
444	熊田	応永15	応永16	30町1段40代	99石2斗5合	89石2斗8升	快潤	賢清 堯詮	編纂所
446	志万一色	応永16	—	2町8段15代	—	22石7斗6升	—	—	碓井
447	(前欠)	(前欠)	応永17	(前欠)	(前欠)	28石4斗8升7合7勺	(快潤)	祐詮 祐芸	編纂所
448	八代	応永17	応永18	24町9段35代	82石4斗8升5合	74石9斗5升5合	快潤	賢清 宗政	碓井
YAJ-e	刑部	応永17	応永18	109町8段20代	119石9升7合		快潤	賢清 宗政	YAJ
450	鳥羽預所方	応永18	—	6町1段45代	—	—	(後欠)	(後欠)	編纂所

出典略称：碓井（碓井小三郎氏所蔵文書）、中野（中野莊次氏所蔵文書）、YAJ(YAJ本)、編纂所（史料編纂所本）

注

- (1) 中村治子「朝河貫一とイェール大学日本語コレクション」(海老澤衷・近藤成一・甚野尚志編『朝河貫一と日欧中世史研究』、吉川弘文館、二〇一七年)。
- (2) 『集成』二一・元暦元年五月十九日後白河院序下文、同二七・元暦二年正月十九日文覚四十五箇条起請文。
- (3) 『集成』は四三八の寺家公文の一人を「経勝」とするが「禪快」、四四三の公文代を「高成」とするが「高義」、四四七の公文代を「雑掌」とするが「親平」、四四八の公文代を「高井」とするが「高義」、継目裏の花押主を「祐芸」「祐詮」とするが「宗政」「賢清」「快潤」がそれぞれ正しい。
- (4) 真継家所蔵「丹波国吉富庄絵図写」(東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影 近畿三』)には、「宇津」と記された領域の東端部に「湯積宮」が描かれているが、「湯積宮」は「湯槻宮」の誤写であろう。
- (5) 厳密を期せば、第5紙と第6紙に記された所済項には刑部郷との関連を示す文言はなく、同じ年次の他の郷の断簡である可能性は残る。しかし同じ年次で現存する宇津郷と上縄野郷の所済項は完結しており、この二紙を挿入する余地はない。その他の郷の散用状は見つかっており、この二紙だけがその他の郷の散用状の一部として残された可能性は低い。
- (6) 五箇庄と桐野河内村の関係については『東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一三—四 丹波大谷村佐々木文書』解題(榎原雅治執筆)参照。

【翻刻】

凡例

翻刻にあたっては次のような原則によった。

- 一、漢字は、基本的に常用字体を用い、正字は常用字体に改めた。
- 一、本文には、読点および並列点を適宜加えた。
- 一、欠損文字は字数を推算して□で示した。
- 一、料紙の終了箇所を「」を付し、現状の料紙番号を（ ）内に示した。
- 一、同一文書内で料紙の欠落があると思われる箇所には破線を入れた。
- 一、朱筆は『』で示した。また合点はすべて朱筆である。

〔題箋〕  
「河内国下繩野村并刑部郷散用帳」

1 丹波国吉富庄下繩野村応永十年分年貢等散用状

〔端裏書〕  
「下繩野村散用状 応永十年<sup>癸方</sup>」

『勘定 応永十二年<sup>甲申</sup>八月廿九日』

注進 下繩野村応永十年御年貢散用事

合

定田玖町柒段廿五代十八歩内

一 応永八年・九年不作田

壹町壹段伍代内 柒段廿代十八歩同十年現作<sup>〔但四段八斗代  
參段廿代十八歩三斗六升代〕</sup>

残伍段卅代 当不作

一同十年不作田事

柒段十八歩

一同九年皆河成事

「（第1紙）

欠〇下

2 丹波国吉富本庄宇津郷応永十年分年貢等散用状

欠〇前

定御米佰式拾玖石壹斗□

所濟

□□伍升

□□□□

陸斗玖升玖合

陸斗玖升玖合

陸斗玖升玖合

陸斗玖升玖合

壹石參斗伍升捌合

壹石參斗伍升捌合

陸斗玖升玖合

陸斗玖升玖合

陸斗玖升玖合

壹石參斗伍升捌合

參斗捌升捌合

參斗捌升捌合

貳石玖斗壹升

參斗捌升捌合

參石伍斗柒升

貳石玖斗壹升

參斗式升

壹石陸斗壹合

貳石陸斗式升柒合

八月十日<sup>〔二〕</sup>日

八月十二日

九月五日

九月五日

九月十九日

九月十九日

十月四日

十月十五日

十月十五日

十月廿四日

十月廿四日

十月廿五日

十月廿七日

十一月一日

十一月三日

十一月四日

十一月四日

十一月五日

十一月十三日

十一月十三日

十一月十四日

「（第12紙）

参斗捌升捌合 十一月十五日  
 参斗捌升捌合 十一月十七日  
 壹斗玖升肆合 十一月十八日  
 肆石捌斗伍升 十一月十八日  
 参斗捌升捌合 十一月十八日  
 壹石肆斗伍升伍合 十一月十八日  
 柒斗柒升陸合 十一月十八日  
 参斗捌升捌合 十一月廿二日  
 贰斗玖升壹合 十一月廿二日  
 玖斗捌升 十一月廿二日  
 参斗捌升捌合 十一月廿四日  
 参斗捌升捌合 十一月廿四日  
 壹斗玖升肆合 十一月廿五日  
 参斗肆升 十一月廿七日  
 参斗壹升壹合 十一月廿八日  
 参斗壹升壹合 十一月廿八日  
 参斗叁升叁合 十一月卅日  
 参斗伍升玖合 十二月二日  
 伍斗玖升壹合 十二月三日  
 贰斗肆升叁合 十二月五日  
 壹斗肆升玖合 十二月五日  
 陸斗肆升壹合 十二月六日  
 壹斗柒升肆合 十二月六日  
 玖斗柒升肆合 十二月七日  
 贰斗玖升壹合 十二月九日  
 柒斗参升贰合 十二月十日

┌ (第13紙)

参斗捌升捌合 十二月十一日  
 贰斗柒升叁合 十二月十一日  
 参斗捌升捌合 十二月十二日  
 捌斗贰升玖合 十二月十三日  
 壹斗参升伍合 十二月十四日  
 壹斗玖升肆合 十二月十四日  
 伍斗玖升壹合 十二月廿一日  
 .....  
 一 同郷未進参阡参佰肆拾参石伍升四夕  
 所济  
 陸斗柒升捌合 □□□七  
 参斗伍升玖合 十月廿八日  
 陸斗参升参合 十月廿九日  
 壹斗伍升柒合 十一月三日  
 参斗捌升捌合 十一月四日  
 肆斗肆升肆合 □□月□□  
 肆斗伍升陸合 十一月十五日  
 柒斗贰升捌合 十一月廿二日  
 肆斗捌合 十二月二日  
 捌升捌合 十二月五日  
 参斗肆合 十二月五日  
 贰斗伍升贰合 十二月五日  
 参斗叁升陸合 十二月六日  
 参斗柒升贰合 十二月十一日  
 陸斗参升伍合 十二月十四日  
 贰斗壹升肆合 十二月廿六日

┌ (第2紙)

┌ (第14紙)

『已上寺庫納陸石肆斗参升式合』

一 神殿新溝御檢知元亭河成立婦并新田等御米散用事

合定田式町玖段参拾伍代内

肆斗伍升代 伍段肆拾伍代 分米式石肆斗伍升伍合

参斗代 式町参段肆拾代 分米柒石壹斗肆升

并御米玖石柒斗玖升伍合

除

壹石壹斗玖升 例免

定御米 捌石陸斗伍合内

所济

参石参斗玖升陸合

柒斗柒升陸合

参斗捌升捌合

『已上寺庫納肆石伍斗陸升

当年未進肆石四升五合

都合未進柒拾肆石捌斗式升九合七夕』

一同郷未進柒拾石柒斗捌升四合七夕

『未济』

一同郷康安元年并貞治六兩度注進田代御米散用事

合定田壹町伍段参拾伍代拾捌歩内

肆斗伍升代 肆段拾捌歩 分米壹石捌斗式升式合伍夕

参斗代 壹町壹段参拾伍代 分米参石伍斗壹升

并御米伍石参斗参升式合伍夕内

所济

式石参斗式升捌合 『寺庫納』 十一月十一日

『当年未進参石四合五夕

都合未進陸拾玖石肆斗捌升陸合』

一同郷未進陸拾陸石肆斗捌升壹合五夕

『未济』

一同郷内奥露原田代御米散用事

合参斗代 参町参段 分米玖石玖斗内

除

壹石陸斗伍升 例免

定御米捌石式斗伍升内

所济

壹石肆斗肆升玖合

壹石柒升肆合

『已上寺庫納式石五斗式升式合

当年未進伍石柒斗式升八合

都合未進佰肆拾玖石壹斗陸升五合』

一同郷未進佰肆拾参石肆斗参升七合

『未济』

一同郷御地子散用事

合定畠肆拾式町肆段肆拾代

分地子式拾壹石式斗肆升内

式斗陸升肆合 十一月十日

式升玖合 十一月十一日

式石式斗伍升玖合 十一月十四日

壹石玖斗肆升 十一月十八日

壹斗壹升玖合 同十八日

式斗肆升伍合 十一月十九日

参斗式合 十一月廿四日

』(第11紙)

』(第9紙)



式斗 十一月廿五日 (第10紙)

式斗肆合 十一月廿六日

壹升式合 十一月廿八日

壹升捌合 十一月廿八日

捌升壹合 十一月廿九日

參斗壹升參合 十一月廿九日

陸斗捌升肆合 十一月廿九日

捌升捌合 十一月卅日

參斗玖升陸合 十二月三日

式斗壹升陸合 十二月五日

柒升陸合 十二月五日

壹斗參升捌合 十二月七日

肆升式合 十二月十一日

伍升捌合 十二月十一日

肆斗式升 十二月十二日

壹升式合 十二月十二日

參斗玖合 十二月十二日

『已上寺庫納柒石捌斗式升玖合』

当年未進拾參石肆斗壹升壹合

都合未進伍佰拾石伍斗五升八合六夕 (第15紙)

一同御地子未進肆佰玖拾柒石壹斗四升七合六夕

一 神殿并新溝下御檢知元亭〔亭〕河成立婦御地子散用事

合得畠壹町伍段式拾伍代 分地子柒斗柒升伍合内

所濟

參斗伍升式合〔寺庫納〕 十一月廿二日

『当年未進肆斗式升式合』

都合未進拾陸石壹斗陸升五合』

一同郷未進 拾伍石柒斗肆升參合

『未濟』

運上分

三升三合 十二月四日

七升九合二夕 十二月十五日

一斗 十二月廿三日

二斗 十二月廿七日

『已上寺庫納 伍斗柒升參合二夕』

当年未進捌斗參升六合八夕

同未進陸斗式升三合八夕〔應永十年分〕

『未濟』

『應永十二年卯月廿二日 勘定之畢』

納所代禪快 (花押)

寺家公文所 定紹 (花押)

寺家公文所 禪快 (花押)』

右大概注進如件、 公文代 (花押)』

應永十二年卯月廿二日

○各紙繼目裏に禪快と定紹の花押がある。

3 丹波国吉富新庄刑部郷應永十二年分年貢等散用状

欠〇上

四斗六升六合 十一月廿一日

(第16紙)

(第17紙)

七斗七升六合 十一月廿七日

『已上寺庫納式拾參石肆斗捌升二合』

」(第5紙)

四斗 十二月廿日

『已上寺庫納式拾陸石伍斗捌升七合』

当年未進捌石壹斗五升三合』

」(第6紙)

七斗 十一月二日

三斗 十一月二日

八斗五升 十一月五日

一石 十一月七日

九斗 十一月八日

五斗 十一月八日

一石四斗 十一月八日

八斗 十一月八日

五斗 十一月八日

二斗 十一月九日

一石 十一月十日

三斗 十一月十日

五斗五升 十一月十日

八斗 十一月十三日

五斗六升 十一月十三日

一石六升七合 十一月十三日

七斗五升八合 十一月十三日

八斗 十一月十四日

六斗二升八合 十一月十四日

六斗七升九合 十一月十四日

三斗 十一月十六日

四斗 十一月十六日

四斗二升四合 十一月廿七日

『已上寺庫納式拾伍石玖斗陸升式合』

式斗壹合 河内春井料無食人功<sup>四十人</sup>

壹斗陸升 同井奉行了賢下用、十六日定

式石式斗捌升 同夏井破損修繕人功<sup>四百五十八人</sup>

捌升 同井奉行了賢下用 八日定

玖斗壹升 井料納下減分

肆斗柒升 井料使度々酒直分

肆斗式升 河内料所以下方之□人分酒直

參石五斗捌升 本玉給分

五石 同御代官給分

柒斗五合 未進方三合米

肆斗五升 土々井之食<sup>九十八人</sup>分

參斗 政所堂御寄進分□

式石捌斗七升 大谷闕所下地本年貢<sup>除名</sup>給定

八反十七代半内<sup>本三反卅二代半</sup>

肆斗捌升 同山室衛門下地一反十<sup>同本分</sup>給除定

陸斗五升四合 川内井料不足分遣之、

并佰肆拾肆石伍斗式升式合

当年未進佰式拾玖石壹斗捌合

都合未進追可有沙汰之、

」(第7紙)

一恒成名御米 伍拾二石五斗 古押紙定

除

十四石三斗一升

三石

残御米 卅四石七斗四升

運上分

六斗

六斗六升

八斗

七斗

七斗

八斗

二石

一石一斗

一斗七升

一石

三斗

四斗二升四合

.....

一同応永十一年御米未進事

『未済』

合

一同福珍名 四町七反卅五代新

除

壹町六反十代畠成 廿河成

已上壹町八反卅代

残定田 貳町九反五代 分米八石七斗三升

福珍名四町七反卅五代新  
公文方雜免壹町新

十月八日

十月十八日

十月廿一日

十月廿二日

十月廿二日

十月廿六日

十月廿二日

十月廿八日

十月廿九日

十月卅日

十一月一日

十一月八日

」(第18紙)

『此分御代官各別之間、散用状別在之、』

一応永十二年御地子大豆散用事

合

定畠 捌拾柒町五反十代

除

九石五斗四升

定残御地子 卅四石二斗二升

又加

福珍名不作分 一町六反十代 分地子八斗一升

并御地子 卅五石三升

運上分

一斗

二斗

三斗

一斗八升五合

六升

五斗五升

一斗

四斗

六斗五升

五升五合

一斗三升

二斗

四斗五升

二斗七升五合

廿町方御地子

十月廿日

十一月十七日

十一月十三日

十一月十三日

十一月十三日

十一月十三日

十一月十三日

十一月十三日

十一月十三日

十一月十三日

十一月十三日

十一月十三日

十一月十三日

十一月十三日

十一月十三日

十一月十三日

十一月十三日

十一月十四日

十一月十四日

十一月十四日

」(第19紙)

八斗	一斗七升	七升五合	一斗	二斗	五升	五升	七升二合	五升	一斗二升八合	二斗五升	八斗	二升五合	一斗	五升	一斗四升五合	八升	一斗	一斗五升	三升五合	二升	四升五合	九升五合	二升五合	二斗	二斗	
十一月廿八日	十一月廿七日	十一月廿五日	十一月廿五日	十一月廿四日	十一月廿四日	十一月廿四日	十一月廿四日	十一月廿四日	十一月廿四日	十一月廿四日	十一月廿二日	十一月廿一日	十一月廿日	十一月廿日	十一月廿日	十一月十九日	十一月十八日	十一月十八日	十一月十八日	十一月十八日	十一月十七日	十一月十六日	十一月十六日	十一月十五日	十一月十四日	十一月十四日

┌ (第20紙)

七升五合	一石九斗五升	四升	一斗二升	一斗	二斗五升二合	一斗三升	二斗二升五合	二斗八升八合	二斗三升	三斗	九升	三升五合	一斗六升	三升	一斗	五升	一斗七升	二斗二升五合	一斗三升五合	二斗三升	二斗一升五合	一斗	一斗	一斗二升八合	五升	
十一月十五日	十一月 日	二月十五日	十二月廿七日	十二月廿二日	十二月廿四日	十二月廿一日	十二月十九日	十二月十日	十二月九日	十二月九日	十二月六日	十二月五日	十二月四日	十二月三日	十二月三日	十二月三日	十二月三日	十二月三日	十一月卅日	十一月卅日	十一月卅日	十一月卅日	十一月卅日	十一月卅日	十一月廿八日	十一月廿八日

┌ (第21紙)

五升 二月十四日

一斗五升 六月十五日

一斗 六月廿二日

七升五合 六月廿二日

五升 六月廿四日

一斗五升 六月廿四日

一斗 六月廿五日

三升 六月廿八日

五升 六月廿八日

五升 閏六月三日

七升五合 壬六月廿三日

二斗四升七合 十二月三日

五升 十二月十四日

二斗 十二月二日

二斗三升 十一月廿一日

○以上八紙同筆。各紙繼目裏に禪快・定紹・賢清の花押がある。

一応永十一年御地子未進分事

合

欠○下 〔第8紙〕

○右辺の繼目裏に定紹の花押がある。

4 丹波国吉富新庄刑部郷応永十七年分年貢等散用状

〔端裏書〕  
刑部郷預所□散用状 応永十七年

『応永十八年八月廿五日勘定了』

注進 刑部郷御得分惣庄方御米散用事

合 応永十七年庚歲分

惣田數 百九町八段廿代内 本册四丁七代半  
新七十五丁八反十二代半

除

廿九町一段卅代内 本十町二反廿五代  
新八丁九反五代 三郎丸集田 吉安  
恒成 福珠等分

残田 八拾町六段卅代内 本二十三丁七反卅二代半  
新五十六丁九反七代半

已上分米 百十九石九升七合 交分反米  
チリ等

又加

四石一斗一升 今新田三十歩 本米 井料方へ  
遺之

并百廿三石二斗七合内

除

卅五石五斗二升 三郎丸以下一色 本年貢分

残御米 卅三石五斗八升四合 交分 反米等

十五石一斗二升四合 恒成・真得等交分 十一丁四反卅五代分

五石五斗一升二合 吉安名交分 三丁五反卅五代分

六石五斗二升九合 福跡名交分 四丁七反廿代新

三石二斗 小佃八名分 名別四十宛定

都合七十三石九斗四升九合

除

八斗三升二合 政所薬師堂燈油田免 一反新

八斗三升二合 井奉行給 一反本

六斗二升八合 山室六斗代 一反石代方被召之

八斗三升二合 薦田里十六坪 一反本河成

一石三斗七升 公文方雜免 一町新安威方知行分

二斗四升四合 荒地卅代分

〔第23紙〕

二斗八升

瓦尻東荒野分世代新

三斗一升四合

竹原庄司分 下司脇掃之、

二斗五升

一宮修理田交分 集田卅五代内

三斗二升

真得名二反十本三坪中方分国方押領款、

六斗九合

恒成廿五新

荒野分 東方

」(第25紙)

一斗三升

同真得河成冊大本 枚田十三坪

已上六石一斗一合

定残御米 六十七石八斗四升八合内

『已上寺庫納式拾三石一斗七升三合

除交分定 』

又加

『玖石六斗九升六合

恒成交分

伍石三斗七升四合

吉安交分

肆石二斗一升一合

六斗代等交分

參石一斗四合

小佃米

已上寺庫納廿二石二斗八升一合除交分款、

又此外

參斗一升一合

恒成・真得名交分三合米

壹斗六升一合

吉安三合米

陸斗九升五合

三郎丸三合米

式斗式升

六斗代小佃等三合米

壹石五斗

勝音給分

四斗六升九合五夕

吉安三反十御免給分

參斗二升四合

吉安出田方交分本二反分

陸石五斗二升九合

福珠名四丁七反廿代交分

已上拾石式斗九合五夕

并伍拾伍石六斗六升三合五夕

当年未進 拾式石壹斗八升四合五夕』

一同三郎丸預所方御地子事

合

『式斗

大谷一色百姓名一色分

陸石六斗四升九合

預所方分寺庫納

參石三斗五升

三郎丸方分寺庫納

壹斗四升八合

恒成預所方地子同

四石四斗八升

大麦三郎丸方夏地子同

已上寺庫納拾四石八斗二升七合(x七)

又未進御米

肆石玖斗九升

除交分定 預所方未進分

肆斗二升八合

除交分定 恒成方未進分

已上寺庫納伍石四斗一升八合

應永十八年八月廿五日勘定了、

納所代快潤(花押)

寺家公文所 賢清(花押)

寺家公文所 宗政(花押)

右大概注進如件、

應永十八年八月廿五日 本玉(花押)

」(第28紙)

○各紙継目裏に宗政、賢清、快潤の花押がある。